

## 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年 12月22日(火) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(10人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁
	5番	西原芳明
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(1名)

6番 金一和美

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般の報告	
第4	報告第23号	農地所有適格法人の要件確認結果について
第5	報告第24号	農地移動適正化あっせんの結果について
第6	報告第25号	農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	議案第44号	賃貸借の合意による解約について
第8	議案第45号	農地法3条の規定による許可申請について
第9	議案第46号	現況証明願について
第10	議案第47号	河川敷地占用権の譲渡について
第11	議案第48号	農用地利用集積計画の承認について

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 小泉 政 敏  
次 長 迫 田 久  
行政専門員 横 山 智

## 7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和2年第12回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願うところですが、追加議案を提案したく、改めて議事日程、追加議案を配布させていただきました。よろしく願いいたします。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議 長： 皆さんこんにちは。第12回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。今年も早いもので、あと10日をきりました。農家は、今年の収支・クミカン整理・営農計画も立てられ、気持ちは来年に向かっていくのではないかと思います。今年は、コロナ一色という事で、経済・生活・農業においても、大変な打撃を受けた訳ですけれども、来年こそはコロナが終息に向かいいつもの生活に戻れるようお願いいたします。

今日はこの後、町長懇談会が予定されております。それぞれ皆さんには意見を出してもらい、実りのある懇談会にしてもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。

議 長： ただいまの出席委員は、10名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議 長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に1番 佐野委員、5番 西原委員を指名いたします。

議 長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議 長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長： 日程第4 報告第23号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：次長

議 長：事務局次長

事務局： それでは、報告第23号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。農業所有適格法人要件確認一覧をご覧ください。(株)柏木農場1件です。報告されました農地所有適格法人につきましては、すべての項目について要件を満たしている事を確認いたしました。次ページに要件を記載しておりますのでご確認下さい。 以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第23号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第23号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きます日程第5 報告第24号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。番号24-1号から24-3号を事務局説明お願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 報告第24号「農地移動適正化あっせんの結果について」を説明いたします。

番号24-1号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、成立したので報告いたします。

あっせん委員 田原委員・近藤委員

あっせん日 令和2年11月27日 1回 内容 売買

譲渡人 豊永●●番地 ●●

譲受人 活汲●●番地 ●●

所在 最上●●番 外合計 8筆 地目 畑

合計面積 61,534㎡ 売買価格 ●●円

位置図は次ページに添付しております。

番号24-2号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、成立したので報告いたします。

あっせん委員 西原委員・嶋田委員・上野委員

あっせん日 令和2年12月8日 1回 内容 売買

譲渡人 旭町●●番地 ●●

譲受人 共和●●番地 ●●

所在 共和●●番 1筆 地目 畑

合計面積 10,211㎡ 売買価格 ●●円

位置図は次ページに添付しております。

番号24-3号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった下記農地のあっせんについて、不成立になりましたので報告いたします

あっせん委員 田原委員・近藤委員・金一委員

あっせん日 令和2年12月8日 1回 内容 売買

譲渡人 美幌町字●●番地 ●●

譲受人 活汲●●番地 ●●

所在 東岡●●番 外合計3筆 地目 畑 合計面積 48,561㎡

位置図は次のページ以降に添付しております。以上です。

議長： 報告終わりました。報告第24号1から3号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第24号-1号から3号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 報告第25号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 報告第25号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を説明いたします。今回は相続による所有権移転の届出です。

番号32

譲渡人 達美●●番地 ●●

譲受人 達美●●番地 ●●

土地の所在 達美●●番 外合計4筆 地目 公簿・現況 記載通りです。

面積合計 2,748.94㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 相続

土地引渡し時期 平成20年9月28日

届出理由 死亡による相続

番号33

譲渡人 緑町●●番地 ●●

譲渡人 緑町●●番地 ●●

土地の所在 豊永●●番 外合計13筆

地目 公簿・現況 記載のとおりです。

面積 42,516㎡ 利用状況 畑 契約種類 相続

土地引渡し時期 令和元年12月9日 届出理由 死亡による相続

位置図は次ページに添付しております。以上説明終わります。

議 長： 報告終わりました。報告第25号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第25号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第7 議案第44号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第44号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。

番号25

賃貸人 達美●●番 ●●

賃借人 活汲●●番地 ●●

土地の所在 活汲●●番 1筆 地目 畑

合計面積 57,989㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和元年 9月 1日 終期 令和3年 8月 31日

全契約地 57,989㎡

合意解約の合意が成立した日 令和 2年11月17日

番号26

賃貸人 美幌町字●●番地 ●●

賃借人 活汲●●番地 ●●

土地の所在 活汲●●番 1筆 地目 畑

合計面積 19,067㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和元年 9月 1日 終期 令和3年 8月 31日

全契約地 19,067㎡

合意解約の合意が成立した日 令和 2年11月17日

位置図につきましては、次ページ以降に添付しておりますのでご確認ください。  
以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第44号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。

これより議案第44号について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第8 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案に基づいてご説明申し上げます。

所有権移転

番号34

譲渡人 達美番●●地8 ●●

譲受人 活汲●●番地 ●●

土地の所在 活汲●●番 1筆 地目 公簿 畑

面積 57,989㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 1,535,331㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効利用のため

譲受人 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a当り ●●円です。

番号35

譲渡人 美幌町字●●番地 ●●

譲受人 活汲●●番地 ●●

土地の所在 活汲●●番 1筆 地目 公簿 畑

面積 19,067㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 1,535,331㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効利用のため

譲受人 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a 当り ●●円です。

番号36

譲渡人 札幌市●●番地 ●●

譲受人 共和●●番地 ●●

土地の所在 達美●●番 外合計8筆 地目 公簿 記載の通りです。

面積 5,294.88㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 令和3年2月1日 価格 ●●円

移転後経営面積 561,870.80㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効利用のため

譲受人 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a 当り ●●円です。

番号37

譲渡人 達美●●番地 ●●

譲受人 共和●●番地 ●●

土地の所在 達美●●番 外合計4筆 地目 公簿 記載の通りです。

面積 2,748.94㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 令和3年2月1日 価格 ●●円

移転後経営面積 561,870.80㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効利用のため

譲受人 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a 当り ●●円です。

賃貸借

番号38

貸主 豊永●●番地 ●●

借主 豊永●●番地 ●●

土地の所在 豊永●●番 外合計5筆 地目 公簿 記載の通りです。

面積 68,855㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和3年1月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 設定後事業面積 366,177㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため

借主 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a 当り ●●円です。

番号39

貸主 岩富●●番地 ●●

借主 活汲●●番地 ●●

土地の所在 達美●●番 外合計4筆 地目 公簿 記載の通りです。

面積 15,735㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和3年1月1日 終期 令和7年12月31日

借賃 ●●円 設定後事業面積 406,499.13㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため

借主 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a当り ●●円

次のページに農地法第3条の調査書を添付しています。全件第2項第1号から第7号まで該当しない事を確認しております。位置図につきましては、次のページ以降となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第45号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第45号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第9 議案第46号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第46号「現況証明願について」を説明いたします。  
議案に基づいて説明いたします。

番号3

申請者 美幌町字●●番地 ●●

申請地 東岡●●番 1筆 公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外 合計面積 4, 535㎡

利用状況 山林

所有者 美幌町字●●番地 ●●

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 地目変更登記申請のため

番号4

申請者 共和●●番地

●●

申請地 上里●●番 外合計4筆 公簿地目 記載の通りです。

現況地目 農地・採草放牧地以外 合計面積 52, 151㎡

利用状況 記載の通りです。

所有者 共和●●番地 ●●

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 地目変更登記申請のため

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。議案第46号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第46号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第10 議案第47号「河川敷地占用権の譲渡について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第47号「河川敷地占用権の譲渡について」を説明いたします。

番号2

譲渡人 双葉●●番地 ●●

譲受人 双葉●●番地 ●●

河川名 網走川水系網走川 所在 双葉●●番 地先 占用目的 畑

面積 1,641.72㎡

許可所管庁名 北海道知事（オホーツク総合振興局網走建設管理部）

次ページに申請位置図を添付しておりますので、ご確認ください。

議長： 説明が終わりました。議案第47号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第47号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第11 議案第48「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第48号「農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。  
今回は所有権移転、賃貸借、使用貸借、合計14件の申請がございます。

所有権移転

番号62

利用権の移転をする者 豊永●●番地 ●●

利用権の移転を受ける者 活汲●●番地

●●

所在 最上●●番 外合計8筆 地目 畑 面積 61,534㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和3年1月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

番号63

利用権の移転をする者 旭町●●番地 ●●

利用権の移転を受ける者 共和●●番地 ●●

所在 共和●●番 1筆 地目 畑 面積 10,211㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和2年12月23日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

番号64

利用権の移転をする者 豊永●●番地 ●●

利用権の移転を受ける者 札幌市●●番地

●●

所在 美都●●番 外合計9筆 地目 畑 合計面積 117,210㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和2年12月23日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

賃貸借

番号65

利用権の設定をする者 共和●●番地 ●●

利用権の設定を受ける者 達美●●番地 ●●

所在 共和●●番 外合計3筆 地目 畑

合計面積 23,030㎡の内、15,143㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年1月1日 終期 令和5年12月31日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

番号66

利用権の設定をする者 活汲●●番地 ●●  
利用権の設定を受ける者 二又●●番地 ●●  
所在 二又●●番 外合計9筆 地目 畑 合計面積 52,949㎡  
種類 賃貸借 内容 普通畑  
始期 令和3年1月1日 終期 令和5年12月31日  
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借  
10a当り ●●円になります。

番号67

利用権の設定をする者 達美●●番地 ●●  
利用権の設定を受ける者 共和●●番地  
●●  
所在 達美●●番 1筆 地目 畑  
合計面積 15,322㎡の内、11,200㎡  
種類 賃貸借 内容 普通畑  
始期 令和3年1月1日 終期 令和5年12月31日  
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借  
10a当り ●●円になります。

番号68

利用権の設定をする者 札幌市●●  
●●  
利用権の設定を受ける者 上里●●番地  
●●  
所在 上里●●番 1筆 地目 畑 面積 23,542㎡  
種類 賃貸借 内容 普通畑  
始期 令和2年12月1日 終期 令和5年11月30日  
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借  
10a当り ●●円になります。

番号69

利用権の設定をする者 札幌市●●  
●●  
利用権の設定を受ける者 上里●●番地  
●●  
所在 上里●●番 外合計3筆 地目 畑 合計面積 55,205㎡  
種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年1月1日 終期 令和3年12月31日  
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借  
10a当り ●●円になります。

番号70

利用権の設定をする者 札幌市●●  
●●

利用権の設定を受ける者 活汲●●番地  
●●

所在 上里●●番 2筆 地目 畑 合計面積 55,115㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年1月1日 終期 令和5年12月31日  
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借  
10a当り ●●円になります。

番号71

利用権の設定をする者 共和●●番地 ●●

利用権の設定を受ける者 恩根●●番地 ●●

所在 双葉●●番 外合計2筆 地目 畑

合計面積 42,695㎡の内、16,098㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年1月1日 終期 令和5年12月31日  
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借  
10a当り ●●円になります。

番号72

利用権の設定をする者 美幌町字●● ●●

利用権の設定を受ける者 恩根●●番地 ●●

所在 恩根●●番 外合計8筆 地目 畑 合計面積 17,906㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年1月1日 終期 令和5年12月31日  
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借  
10a当り ●●円になります。

番号73

利用権の設定をする者 豊永●●番地 ●●

利用権の設定を受ける者 活汲●●番地 ●●

所在 双葉●●番 1筆 地目 畑 面積 4,603㎡

種類 貸貸借 内容 普通畑  
始期 令和3年1月1日 終期 令和5年12月31日  
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 貸貸借  
10a 当り ●●円になります。

使用貸借

番号74

利用権の設定をする者 大昭●●番地 ●●

利用権の設定を受ける者 大昭●●番地 ●●

所在 大昭●●番 外合計27筆 地目 畑

外合計面積 244,479㎡ 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 令和3年1月1日 終期 令和12年12月31日

成立する当事者間の法律関係等 使用貸借

番号75

利用権の設定をする者 美都●●番地 ●●

利用権の設定を受ける者 美都●●番地

●●

所在 美都●●番 外合計27筆 地目 畑

外合計面積 216,309㎡ 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 令和3年1月1日 終期 令和12年12月31日

成立する当事者間の法律関係等 使用貸借

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議長： 説明が終わりました。これより議案第48号の内62番から64番を先議いたします。

議案第48号の内62番から64番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第48号の内62番から64番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第48号の内62番から64番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第48号の内65番から73番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。  
これより議案第48号の内65番から73番について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第48号の内65番から73番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第48号の内74番及び75番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。  
これより議案第48号の内74番から75番について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第48号の内74番から75番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。  
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

( 終了 14時 28分 )